

医政発 0329 第 47 号
平成 31 年 3 月 29 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）

昨年 7 月 25 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）が公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部改正（医療計画に関する事項等）については、平成 31 年 4 月 1 日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備等を行うため、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 56 号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 31 号）が平成 31 年 3 月 25 日に公布され、また、医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（平成 31 年厚生労働省告示第 89 号）が告示されたところであり、いずれも平成 31 年 4 月 1 日付けで施行・適用されることとなります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

1 複数の医療機関の管理に関する事項

複数の医療機関の管理が可能である場合のうち医療法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する場合とは、次に掲げる区域内に開設する診療所を管理しようとするものであること。

- ・ 医療法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域（以下「医師少数区域」という。）。
- ・ 医療法第 30 条 4 第 2 項第 14 号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）のうち医師少数区域以外の区域内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの。

2 医療提供体制の確保に関する基本方針に関する事項

医療法第 30 条の 3 第 2 項に規定する医療提供体制の確保に関する基本方針に「外

来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項」を追加し、「医療従事者の確保に関する基本的な事項」のうち「医師の確保に関する基本的な事項」を別に明示したこと。

3 医療計画に関する事項

医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を追加し、「医療従事者の確保に関する事項」のうち「医師の確保に関する事項」を別に規定したこと。外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を、医師の確保に関する基本的な事項については「医師確保計画策定ガイドライン」をそれぞれ参照すること。

(1) 医師の確保に関する事項として次に掲げる事項を定めること。

ア 二次医療圏及び医療法第 30 条の 4 第 2 項第 15 号に規定する区域（以下「三次医療圏」という。）における医師の確保の方針

イ 二次医療圏に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該二次医療圏において診療に従事する医師の数を当該二次医療圏に住所を有する者の数で除して算定する方法により算定された二次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師の数の目標

ウ 三次医療圏に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該三次医療圏において診療に従事する医師の数を当該三次医療圏に住所を有する者の数で除して算定する方法により算定された三次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師の数の目標

エ イ及びウに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

(2) 都道府県は、医師の確保に関する事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 28 の 8 で定めるものごとに、(1)イに規定する指標に関し医療法施行規則第 30 条の 28 の 9 で定める基準に従い、医師少数区域を定めることができること。

(3) 都道府県は、医師の確保に関する事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として医療法施行規則第 30 条の 28 の 10 で定めるものごとに、(1)イに規定する指標に関し医療法施行規則第 30 条の 28 の 11 で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる区域（以下「医師多数区域」という。）を定めることができること。

4 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場に関する事項

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場に関する事項については

次に掲げるとおりであること。なお、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場に関する具体的な内容については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を参照すること。

- (1) 都道府県は、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（以下「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（4において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（イからエまでに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。（3）において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

ア 医療法第30条の4第2項第11号ロに規定する医師の数に関する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

イ 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

ウ 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

エ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

オ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

- (2) 関係者は、都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならないこと。
- (3) 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、(1)に掲げる事項について協議を行うことができること。
- (4) (3)に規定する場合には、医療法第30条の14第1項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならないこと。

5 医療従事者の勤務環境の改善を促進する事務に関する事項

医療法第30条の21第3項第1号に規定する事項とは、1に掲げる区域に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性であること。

6 地域医療対策協議会に関する事項

地域医療対策協議会に関する事項は次に掲げるとおりであること。なお、地域医療対策協議会における協議事項等の改正内容の詳細については、「地域医療対策協

議会運営指針」を参照すること。

- (1) 地域医療対策協議会は、医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行う場であること。
- (2) 医療法第 30 条の 23 第 2 項に規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項は次に掲げるものとする。
 - ア 1 に掲げる区域における医師の確保に資するとともに、1 に掲げる区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
 - イ 医師の派遣に関する事項
 - ウ アに規定する計画に基づき 1 に掲げる区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
 - エ 1 に掲げる区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
 - オ 1 に掲げる区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令（平成 31 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）で定める取組に関する事項
 - カ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - キ その他医療計画において定める医師の確保に関する事項
- (3) 地域医療対策協議会において協議を行うに当たっては、医師の派遣が 1 に掲げる区域における医師の確保に資するものとなるよう、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号ロに規定する医師の数に関する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえることに配慮しなければならないこと。
- (4) 都道府県は地域医療対策協議会の協議が調った事項に基づき、医師少数区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、医師多数区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十六号

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令
内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第九項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第九項」に、「同条第二項第十四号」を「同条第二項第十七号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第五条の三中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第十項」に改める。

第五条の四中「第三十条の四第九項」を「第三十条の四第十一項」に改める。

第五条の四の二第一項中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百七十四条の三十五第三項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第八項」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣 石田 真敏
厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第三十一号
医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の施行に伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令
平成三十一年三月二十五日
医療法施行規則の一部を改正する省令
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第九条（略） 2 法第十二条第二項第一号の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。 3 4 （略） 法第十二条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 病院又は診療所を管理する医師が、医師の確保を特に図るべき区域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、都道府県知事が適当と認めた場合 二 （略） （法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準） 第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十四号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。 （将来の病床数の必要量の算定） 第三十条の二十八の三 （略） 2 都道府県知事は、法第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。 （医師の数に関する指標の算定方法） 第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項十一号口の厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。 第三十条の二十八の六 法第三十条の四第二項十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。 （特殊な医療） 第三十条の二十八の七 法第三十条の四第二項第十五号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。 一、四 （略）		第九条（略） （新設） 2 3 （略） 法第十二条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であつて、都道府県知事が適当と認めた場合 二 （略） （法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準） 第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。 （将来の病床数の必要量の算定） 第三十条の二十八の三 （略） 2 都道府県知事は、法第三十条の四第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。 （新設） 第三十条の二十八の五 （新設） （特殊な医療） 第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項第十三号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。 一、四 （略）	

(法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の八 法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 提供される医療の全体
- 二 診療科

(医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の九 法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

(法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の十 法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 提供される医療の全体
- 二 診療科

(医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の十一 法第三十条の四第七項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第八項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。
- 二 法第三十条の四第二項第十五号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第六項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。
- 二 法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 四 (略)

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一 一十四 (略)

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十一項の規定の適用があるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 (略)

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四 法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第十号に掲げる事項とする。

第三十条の三十三の十二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として、医療についての労働者派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十五において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

第三十条の三十三の十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえること。

二 五 (略)

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一 一十四 (略)

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第九項の規定の適用があるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十六項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 (略)

（新設）

第三十条の三十三の十二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に必要な施策として、医療についての労働者派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十五において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

第三十条の三十三の十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 一十四 (略)

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)
第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県(当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画(以下この号及び次号において「医療計画」という。)において定める同条第二項第十四号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。)が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

- 二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。

三・四 (略)

(令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件)

第三十条の三十六の七 令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第一項第三号の実施期間(次条第二項において単に「実施期間」という。)が十二年(当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。)に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。)における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年)を超えないものであることとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等) 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一 都道府県が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等(同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。)であつて厚生労働大臣が定めるもの 二 (略) 2 (略)			(令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等) 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一 都道府県が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の二十三第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等(同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。)であつて厚生労働大臣が定めるもの 二 (略) 2 (略)		

○厚生労働省告示第八十九号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示
（医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正）

第一条 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第一・第二（略） 第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項 一（略） 二 目標設定に関する国と都道府県の役割 1 五疾病・五事業に係る目標設定 都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後六年間を目途に、五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定める。 その際には、「第十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。 都道府県は、数値目標の達成状況について、六年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。 国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。	第四く第六（略） 第七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項 一 外来医療に係る医療提供体制に関する基本的考え方 外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、夜間救急連携等の医療機関の連携の取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、地域包括ケアの構築に向けて地域で在宅医療提供体制を充実させる必要があること等を踏まえ、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、診療所等の新規開設に当たつての有益な情報として提供することで、個々の外来医療を提供する者の行動変容を促し、偏在の是正につなげていくとともに、地域において充実が必要な外来医療機能や充足している外来医療機能に関する外来医療機能の機能分化・連携の方針等について、客観的データを踏まえながら地域ごとに協議を行い、方針決定することが必要である。	第一・第二（略） 第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項 一（略） 二 目標設定に関する国と都道府県の役割 1 五疾病・五事業に係る目標設定 都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後六年間を目途に、五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定める。 その際には、「第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。 都道府県は、数値目標の達成状況について、六年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。 国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。	第四く第六（略） （新設）

第八 医師の確保に関する基本的な事項

一 医師の確保に関する基本的考え方

医師については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域間の偏在や診療科間の偏在への対応を進めることが必要である。その際、医師偏在対策に有効な客観的データの整備、都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができ体制の構築、医師養成過程を通じた医師確保対策の充実、医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進が必要である。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関による医師、看護師等の医療従事者の自主的な勤務環境を改善する活動を支援する取組や地域の医療機関に勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要となる。そのため、都道府県においては、法第三十条の二十一の規定による勤務環境改善支援センターと法第三十条の二十五の規定による地域医療支援センターとの連携を推進するとともに、医師の確保に必要な施策について地域医療対策協議会を通じて地域の医療関係者等と協議の上で取組を推進していくことが必要である。

二 医師の資質向上に関する基本的考え方

医師については、臨床研修を通じ、全ての医師が、医療従事者としての人格をかん養し、患者との良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、基本的な診療能力を身につけることが求められる。

第九 歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師を除く。以下同じ。）の確保に関する基本的な事項

一 医療従事者の確保に関する基本的考え方

歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めることが必要である。

二 医療従事者の資質向上に関する基本的考え方

歯科医師については、臨床研修を通じ、全ての歯科医師が、医療従事者としての人格をかん養し、患者との良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、基本的な診療能力を身につけることが求められる。

(新設)

第七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項

一 医療従事者の確保に関する基本的考え方

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めることが必要である。その際、医療提供施設相互間における医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること、また、都道府県が中心となつて地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていることを踏まえ、都道府県においては、法第三十条の二十三第一項の規定に基づき、特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、診療に関する学識経験者の団体、社会医療法人等の参画を得て、医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を公表し実施していくことが必要である。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関による医師、看護師等の医療従事者の自主的な勤務環境を改善する活動を支援する取組や地域の医療機関に勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要となることから、都道府県においては、法第三十条の二十一の規定による勤務環境改善支援センター、法第三十条の二十五の規定による地域医療支援センター等の組織を設置するとともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上で推進していくことが必要である。

二 医療従事者の資質向上に関する基本的考え方

医師、歯科医師については、臨床研修を通じ、全ての医師・歯科医師が、医療従事者としての人格をかん養し、患者との良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、基本的な診療能力を身につけることが求められる。

薬剤師については、医療の高度化と専門化に対応するため、より高度な知識と技術を有する薬剤師の養成強化を含め、継続的な資質向上に努めることが求められる。また、薬学教育において、医療機関や薬局の協力の下、充実した実務実習を行うこと等を通じて、臨床に係る実践的な能力を培うことが求められる。

看護師等については、看護基礎教育において、医療機関、訪問看護ステーション、行政機関等の協力の下、充実した臨地実習を行うこと等を通じて、実践能力を培うことが求められる。また、医療の高度化と専門化に対応するため、より高度な知識と技術を有する看護師等の養成強化とともに、新卒者に対する研修を含め、継続的な資質の向上に努めることが求められる。

医師及び医療従事者の負担軽減に向け専門業務に可能な限り特化できるよう病院全体で適切に支援できる体制を整備するため、事務職員を含めた職員全体の資質の向上を図ることが重要である。

第十 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

一 医療計画の作成に関する基本的な事項

都道府県の医療計画の作成に当たっては、「第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項」の観点を踏まえた医療機能調査を通じて把握される情報を基礎として行う必要がある。

また、この際には、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性を確保することができるよう、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第2の2の1に規定する協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

五疾病・五事業に係る数値目標については、都道府県において、「第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項」で示した方針に即して、かつ、評価可能な具体的なものとする必要がある。

また、在宅医療に係る数値目標については、慢性期機能を担う病床との一体的な整備という視点に立ちつつ、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとする必要がある。

その際には、医療機能調査を通じて把握された情報に基づく地域の医療提供体制の課題を踏まえた数値目標とし、その数値目標を達成するために必要な施策も併せて盛り込むことが必要である。

五疾病・五事業に係る医療連携体制については、都道府県において、「第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示した方針に即してあり、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとする必要がある。

また、在宅医療に係る医療連携体制については、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとする必要がある。

地域医療構想については、都道府県において、「第五 地域医療構想に関する基本的な事項」で示した考え方に即してあり、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとする必要がある。

薬剤師については、医療の高度化と専門化に対応するため、より高度な知識と技術を有する薬剤師の養成強化を含め、継続的な資質向上に努めることが求められる。また、薬学教育において、医療機関や薬局の協力の下、充実した実務実習を行うこと等を通じて、臨床に係る実践的な能力を培うことが求められる。

看護師等については、看護基礎教育において、医療機関、訪問看護ステーション、行政機関等の協力の下、充実した臨地実習を行うこと等を通じて、実践能力を培うことが求められる。また、医療の高度化と専門化に対応するため、より高度な知識と技術を有する看護師等の養成強化とともに、新卒者に対する研修を含め、継続的な資質の向上に努めることが求められる。

医師等の医療従事者の負担軽減に向け専門業務に可能な限り特化できるよう病院全体で適切に支援できる体制を整備するため、事務職員を含めた職員全体の資質の向上を図ることが重要である。

第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

一 医療計画の作成に関する基本的な事項

都道府県の医療計画の作成に当たっては、「第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項」の観点を踏まえた医療機能調査を通じて把握される情報を基礎として行う必要がある。

また、この際には、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性を確保することができるよう、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第2の2の1に規定する協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

五疾病・五事業に係る数値目標については、都道府県において、「第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項」で示した方針に即して、かつ、評価可能な具体的なものとする必要がある。

また、在宅医療に係る数値目標については、慢性期機能を担う病床との一体的な整備という視点に立ちつつ、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとする必要がある。

その際には、医療機能調査を通じて把握された情報に基づく地域の医療提供体制の課題を踏まえた数値目標とし、その数値目標を達成するために必要な施策も併せて盛り込むことが必要である。

五疾病・五事業に係る医療連携体制については、都道府県において、「第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示した方針に即してあり、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとする必要がある。

また、在宅医療に係る医療連携体制については、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとする必要がある。

地域医療構想については、都道府県において、「第五 地域医療構想に関する基本的な事項」で示した考え方に即してあり、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとする必要がある。

地域における病床の機能の分化及び連携の推進については、「第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

外来医療に係る医療提供体制の確保については、「第七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

医師の確保については、「第八 医師の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

医療従事者の確保については、「第九 歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師を除く。以下同じ）」の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

一般病床及び療養病床に係る基準病床数の算定については、地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位（以下「二次医療圏」という。）ごとに行うものであるが、五疾病・五事業及び在宅医療それぞれの医療提供体制の確保については、必ずしも一律に二次医療圏ごとの計画を作成するのではなく、必要に応じて、患者の受療動向等の地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことに重点を置くことが重要である。

二（略）
第十一（略）

地域における病床の機能の分化及び連携の推進については、「第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

医療従事者の確保については、「第七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

一般病床及び療養病床に係る基準病床数の算定については、地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位（以下「二次医療圏」という。）ごとに行うものであるが、五疾病・五事業及び在宅医療それぞれの医療提供体制の確保については、必ずしも一律に二次医療圏ごとの計画を作成するのではなく、必要に応じて、患者の受療動向等の地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことに重点を置くことが重要である。

二（略）
第九（略）

（医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正）

第二条 医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和六十一年厚生省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等	医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等		

（医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正）

第三条 医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第百六十一号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等	医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等		